

信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に関する通知書の送付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>正会員は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって証券会社に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第32号)第30条の2において準用する同第29条の2(第1項第1号二、第2項第3号、第4号口及び第5号を除く。))に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。))の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該正会員は当該通知書を送付したものとみなす。</u></p> <p>5 <u>前項の規定による承諾を得た正会員は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年2月1日から施行する。</p>	<p>(信用取引に関する通知書の送付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>